

常勤役員の報酬規程

(総則)

第 1 条 本規程は定款 28 条に基づき、常勤役員の報酬基準や待遇に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第 2 条 本会の常勤役員（常務理事）には報酬を支給する。

2 常務理事が 60 歳未満の場合は本会の職員給与規程に従い支給する。ただし、年間報酬総支給額が 1000 万円を超えないものとし、人事委員会の議を経て理事会が決定する。

3 60 歳に達した日以降の新年度からは本条第 3 項以降の規定により支給する。

4 報酬の種類は俸給と通勤手当とする。

(俸給)

第 3 条 俸給を 12 カ月で除した額を各月ごとに支給する。

(通勤手当)

第 4 条 通勤手当は本会の職員給与規程に従い支給する。

(日割り計算)

第 5 条 新任、退任などに伴い月の勤務日数に端数を生じる場合は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって、俸給額を算出する。

(待遇)

第 6 条 その他の待遇については、事務局職員就業規則、事務局職員就業規則内規に従う。

第 7 条 常務理事は事務局長を兼務する。

(慰労金)

第 8 条 理事会が認めた場合には、退任時に慰労金を支給する。その額は下式で計算される額を参考とし、人事委員会の議を経て理事会が決定する。

$$\text{俸給} \times 0.08 \times \text{常務理事としての勤続年数}$$

(附則)

第 9 条 常勤役員が外部からの出向者であり、出向元との出向契約に報酬に係る取り決めがある場合には、出向契約に定める報酬基準に従う。

(平成 23 年 1 月 28 日 理事会制定議決)

(平成 23 年 2 月 18 日 通常総会制定議決)

(平成 25 年 5 月 10 日 理事会改正議決)

(平成 28 年 9 月 16 日 理事会改正議決)